

(参考)児童発達支援センターの役割・機能 (平成23年10月31日障害保健福祉主管課長会議資料)

# 児童発達支援センターと事業について

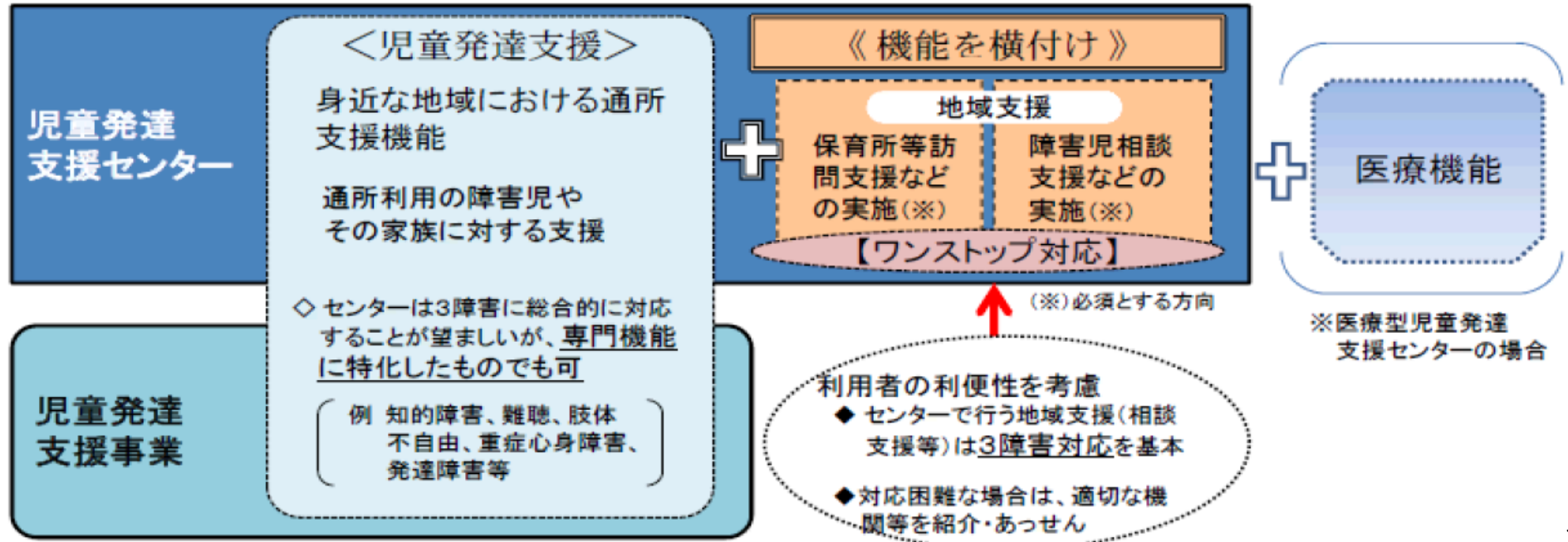
法 児童発達支援は、  
①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」  
②それ以外の「児童発達支援事業」  
の2類型

法 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設

「便宜を適切に供与することができる施設」と規定(予定)

## ○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
  - ・ 「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
  - ・ 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



# 児童発達支援センターとは

## 児童発達支援センター中核的機能

01



幅広い高度な専門性に基づく  
発達支援・家族支援機能

02



スーパーバイズ  
コンサルテーション機能  
(障がい児の通う施設に対して  
支援内容等への助言・援助等  
を行う機能)

03



地域のインクルージョン推進の  
中核としての機能

04



地域の障がい児の発達支援の  
入口としての相談機能

# 障害児支援のこれから

障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に育つ地域づくりに、関係機関が協働して取り組む  
 (ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)

